三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県庁及び十和田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第四百六十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十八年二月十九日
農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　岡山県高梁市川上町領家字下久保六四三、字上久保六四九の一(次の図に示す部分に限る。)、六四六から六四八まで、六五二、字紙屋六五一

二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字下久保六四三・字上久保六四六・六四九の一・六五二・字紙屋六五一(以上五筆について次の図に示す部分に限る。)
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び高梁市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第四百六十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十八年二月十九日
農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　岡山県真庭市黒杭字ソトワタニ五八七の一、字フカタニツルザカ六〇七の一五

二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字ソトワタニ五八七の一・字フカタニツルザカ六〇七の一五(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び真庭市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第四百七十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十八年二月十九日
農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　岡山県真庭市樫西字長野屋一八七八、一八八七、一八八八、一九〇六の三、一九〇六の一一、一九〇六の一五、一九〇六の三二、一九〇六の三三

二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字長野屋一八七八・一八八七・一九〇六の一一・一九〇六の一五・一九〇六の三二・一九〇六の三三(以上六筆について次の図に示す部分に限る。)
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

○国土交通省告示第四百七号

水先法(昭和二十四年法律第百二十一号)第四条の規定により、次のとおり水先人の免許を与えたので、水先法施行規則(昭和二十四年運輸省令経済安定本部令第一号)第二条の規定に基づき、告示する。
平成二十八年二月十九日
国土交通大臣　石井　啓一

免許番号	氏名	本籍の都道府県名	免許年月日	水先区の名称
第二〇一〇号	本田　道雄	福島県	平成二十八年一月二十一日	室蘭水先区
第二〇一一号	佐藤　昭平	新潟県	平成二十八年一月二十一日	東京湾水先区
第二〇一二号	西鍵　徹	大阪府	平成二十八年一月二十一日	東京湾水先区
第二〇一三号	岡田　政宣	山口県	平成二十八年一月二十一日	東京湾水先区
第二〇一四号	濱田　滋	東京都	平成二十八年一月二十一日	東京湾水先区
第二〇一五号	木坂　知明	埼玉県	平成二十八年一月二十一日	東京湾水先区
第二〇一六号	赤澤　伸一	神奈川県	平成二十八年一月二十一日	東京湾水先区
第二〇一七号	近森　茂雄	東京都	平成二十八年一月二十一日	東京湾水先区

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び真庭市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第四百七十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十八年二月十九日
農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　岡山県真庭市樫東字稗原一五〇四の一、一五〇四の四、一五〇四の五、一五〇四の一一から一五〇四の一四まで、一五〇四の二一、一五〇四の二三、一五〇四の二四

二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び真庭市役所に備え置いて縦覧に供する。)